

令和 7 年・8 年度(第 6 期)

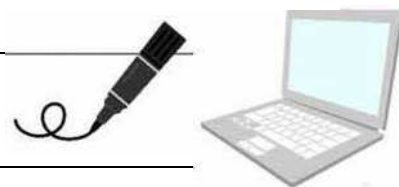
島根県要約筆記者養成講習会

受講者募集！

一要約筆記者は、聴覚障がい者の権利を守り、
文字によって質の高い通訳サービスの提供に努める専門職ですー

◆◆募集案内◆◆

開催期間	令和 7 年 10 月 19 日（日）～令和 8 年 11 月 詳しくは日程表をご覧ください。
主会場	いきいきプラザ島根
費用	受講料無料。ただしテキスト代（4000 円）、教材等の一部をご負担ください。
対象者	島根県在住の 18 歳以上で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する方。 講習会修了後、「全国統一要約筆記者認定試験」を受験し、島根県意思疎通支援者（要約筆記者）として活動できる方。 その他詳しい要件は、募集要項をご覧ください。
開催コース	◆手書きコース ◆パソコンコース ※両コース同時受講も可能です。
募集人数	各コース定員 20 名 ※定員に達した場合、募集を締め切ります。
申し込み	申込用紙に必要事項を記入し、下記申し込み先へ郵送またはご持参ください。 申込締切：8 月 31 日（日）【消印有効】
申し込み先 問い合わせ先	島根県聴覚障害者情報センター 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3 階 TEL：0852-32-5960 FAX：0852-32-5961 Mail：center@shimane-choukaku.jp URL：https://www.shimane-choukaku.jp/



参加
無料

オリエンテーション&見学会

★講習会についての説明と要約筆記の見学を行います★

日時：8 月 2 日（土）13：00～15：00

場所：いきいきプラザ島根 4 階 403 研修室

■お申し込み・お問い合わせ

TEL：0852-32-5960 FAX：0852-32-5961

Mail：center@shimane-choukaku.jp

締切：8 月 1 日（金）

要約筆記を実際に見てみませんか？



1 日
限り

裏面もご覧
ください☆



要約筆記者を目指しませんか？

～ 聴覚障がい者のためのコミュニケーション保障に興味のある方へ ～

📎 要約筆記とは？

話しの内容をその場で要約し、文字にして伝える通訳です。手書きとパソコンによる方法があります。1960年代に考案され、現在は手話通訳と同様に福祉サービスとして行われています。

聴覚障がいって？

聴覚障がいには、まったく聞こえない場合や聞こえにくい場合があります。聞こえにくい場合は、その人によって、聞き取れない音や声、聞こえ方に違いがあります。コミュニケーションの方法も手話や筆談、口話など人によってさまざまです。

聴覚障がいは外見からはわかりにくい、「見えない障がい」です。周囲の人に気づいてもらいにくく、「挨拶をしたのに無視された」などと誤解されることもあります。呼びかけや放送、クラクションやベルなど、周囲の状況を音で判断することができません。

銀行や病院の窓口で名前を呼ばれてもわからない、声で説明されても聞こえない、周りの人がなぜ笑っているのかわからない…日常生活は音や声による情報が多く、生活のしづらさを抱えています。

📎 聴覚障がい者のコミュニケーション手段・機器・サービス利用状況

単位：人 ()内は構成比(%)※複数回答可

総数	手話 ・ 手話通訳	筆談 ・ 要約筆記	読話 ・ 口話	電話リレー サービス	補聴援助システム (ヒヤリンググループ、 会議用拡声器等)	音声認識ソフト	その他
864 (100.0)	70 (8.1)	117 (13.5)	49 (5.7)	30 (3.5)	128 (14.8%)	30 (3.5)	147 (17.0%)

厚生労働省 令和4年 全国在宅障害児・者等実態調査等より

実は、手話を主なコミュニケーション方法とする人は、全体の1割程度です。中途失聴・難聴者にとって手話を習得することは簡単ではありません。筆談や要約筆記を必要とする人の方が多いという結果が示されています。

📎 島根県内の聴覚障がい者・要約筆記者の人数

令和6年3月現在



聴覚・平衡機能障がい
3,611人 (12.1%)

県内の要約筆記者は71名です。
障害者差別解消法施行後、活動の場が広がっており、通訳内容も多様化しています。
利用者のニーズに応えられる専門性の高い人材の確保が急がれます。



📎 要約筆記者の役割は？活動の場は？

令和7年4月1日現在

市町村または聴覚障害者情報センターから派遣依頼を受けて、県内各地で各種の講演会、会議、職場研修、病院、学校などさまざま場面で活動しています。通訳活動以外にも、社会に向けて聴覚障がいへの理解を求める啓発活動も要約筆記者の大切な役割となっています。

裏面もご覧ください

令和7・8年度 島根県要約筆記者養成講習会 受講申込書

令和 年 月 日

島根県聴覚障害者情報センター所長 様

上記講習会の募集要項に基づき、受講を申し込みます。

フリガナ				昭和			
氏 名				平成			
住 所	(〒 ー)						
電 話	1. 自宅 2. 携帯 3. 職場		FAX	1. 自宅 2. 職場			
Eメール	※講習会に関する諸連絡に使用するため、必ずcenter@shimane-choukaku.jpから受信できるよう設定をお願いします。						
職業							
希望コース 希望コースに ☒ をつけてください	☐ 手書きコース ☐ パソコンコース ☐ 両コース						
持参するパソコンのOS (パソコンコース希望者のみ)	※Windows10は講習会期間中にサポート終了となるため、ご利用いただくことができません。						
志望動機							
テキスト購入希望	テキスト 厚生労働省カリキュラム準拠 要約筆記者養成テキスト（上・下巻） 希望する ・ 希望しない(これまでに受講経験のある方等)						
受講経験のある講座 ＜該当の方のみ＞	☐ 要約筆記奉仕員養成講座 ☐ 要約筆記者移行講習会（手書き・パソコン）コース修了 ☐ 要約筆記者養成講習会 年/ 手書き ・ パソコン コース						

※両コース同時受講は可能です。

※受講にはテキストが必要です。持っていない方は購入をお願いします。

※記載された個人情報、本事業の目的以外には使用いたしません。